

神戸市指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱

平成 21 年 10 月 5 日
水道事業管理者決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年 3 月神戸市水道管理規程第 10 号。以下「規程」という。）第 5 条第 1 項の指定を受けた神戸市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が、規程第 8 条各号の規定による指定工事事業者の指定の取消し及び規程第 9 条の規定による指定工事事業者の指定の効力の停止（以下、これらを「指定の取消し等」という。）の処分の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

- 第 2 条 水道局東部・中部・北・西部・垂水センター所長（以下「各所長」という。）は、指定工事事業者が規程第 8 条各号に該当する違反行為を行った疑いがあるときはその事実の有無について調査を行わなければならない。
- 2 各所長は、前項の調査において指定工事事業者による違反行為の事実を確認したときは、直ちに当該事業者に違反行為の是正の指示を行うとともに、てん末書の提出を求めなければならない。
- 3 各所長は、違反行為の内容及びてん末書の内容を検討し、行政処分及び文書警告を要すると判断した場合は、違反行為報告書（別記様式）に当該てん末書を添えて、遅滞なく水道局事業部業務課長（以下「業務課長」という。）に報告しなければならない。

(文書等による注意)

第 3 条 各所長は、第 2 条第 3 項の判断において行政処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要であると認めるときは、指定工事事業者に文書等による注意または警告を行うことができる。

(行政処分)

第 4 条 業務課長は、第 2 条第 3 項の報告を受け、水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告し、神戸市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）開催の要否、文書警告の実施について、意見を具申することができる。

(指定の取消し等の決定)

第 5 条 管理者は、指定の取消し等を行おうとするときは、委員会に諮らなければならない。

- 2 指定の取消し等の決定は、委員会の審議結果を基に管理者が行う。
- 3 規程第9条に規定する「斟酌すべき特段の事情があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。
 - (1) 違反行為が故意でなく、悪質でもなく、及びその損害が軽微と認められる場合
 - (2) その他、管理者が特に認めた場合

(聴聞の実施)

第6条 管理者は、第5条の措置を行おうとするときは、委員会の開催に先立ち、行政手続法（平成5年法律第88号）及び神戸市行政手続条例（平成8年3月神戸市条例第48号）に定める不利益処分についての聴聞の取扱いに準じ、当該措置に関する聴聞の手続を行うものとする。

(指定の取消し等の手続)

第7条 管理者は、指定の取消し等を行おうとするときは、行政手続法及び神戸市行政手続条例に定めるところによる。

(処分の通知等)

- 第8条 管理者は、指定の取消し等を行うときは、指定工事業者に通知をするものとする。
- 2 管理者は、指定の取消し等を行う場合には、規程第10条の規定に基づき公示を行わなければならない。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第9条 管理者は、水道法（昭和32年法律177号）第25条の4に定める給水装置工事主任技術者が、水道法に違反する行為を行ったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(処分の基準)

第10条 この要綱に定める違反行為に係る処分の基準は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は平成21年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。